

平成19年度 第7回規制改革会議 議事録

1．日時:平成19年10月5日(金)13:00～14:05

2．場所:永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3．出席者

(委員) 草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、翁百合、小田原榮、中条潮、福井秀夫、本田桂子、各委員

(政府) 中川副大臣

(事務局) 浜野内閣府審議官、小島規制改革推進室長、関参事官、田島室参事、岩村企画官、池田企画官、石田構造改革特区担当室参事官

4．議事次第

今後の審議の進め方について

5．議事録

(報道関係者入室)

草刈議長 それでは、定刻になりましたので、第7回「規制改革会議」を開会します。

本日は、このたび、規制改革担当副大臣に御就任をされました中川副大臣に、国会で大変御多忙の中、御出席をいただいております。岸田大臣、西村政務官は、出席はできないということでございます。今日は、中川副大臣にお越しいただいて、大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

また、9名の委員の方が御出席ですが、川上委員、木場委員、白石委員、松井委員、松本委員、米田委員が御欠席です。翁委員は、13時45分ぐらいに御退席と伺っております。

それでは、早速でございますけれども、開会に当たりまして、中川副大臣からご挨拶をよろしくお願ひいたします。

中川副大臣 ただいま紹介をいただきました、副大臣の中川義雄であります。今日は、岸田大臣は、国会をやっておるものですから、大臣席だけは空けるわけにはいかないということで代理で出させていただきます。

今後とも、岸田大臣を支えて、西村政務官ともども、皆さん方と十分話し合いながら、使命を果たしていきたいと思っております。

規制改革は、どうしてもこの国にとっては、しっかりとやらなければならない大事な仕事だと思っているんですが、ただ、さきの参議院選挙においても、ここでもこの資料に書いているんですけども、年末答申に向けて、現下の課題とされております生活の安心というのはわかるんですけども、豊かさの実感や地域の活力向上にも資するようなテーマなんですけれども、実は、我が党が一番大きく掲げたのは、成長を実感にというテーマでこの選挙をやったわけです。私も北海道の仲間の応援のために、ほとんどずっと回って歩いたわけですけども、成長を実感にというのを選対車に書いてあるものですから、私の方から見えないで、それで話をしていると、私の後援者やよく

知った人が側へ来て、北海道で成長を実感している人、成長産業なんてどこにあるんですかという聞かれ方をしまして、私どもははっと思いました。逆にそれから、逆風に負けるな北海道というような形で、ずっと選挙戦を戦ったわけであります。

その結果、御承知のように、政府・与党が大敗をして、今、大変な政局の混乱になっているわけでありまして、いろいろとあると思いますが、改革の過程で、やはり負の部分も出てきている。これにどう対応していくかということ国民の立場に立って、是非皆さん方の英知をいただきたい。そして、年末にいい報告を出していただけることを切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつに代えさせていただきたいと思っております。

私も、退席しますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

草刈議長 ありがとうございます。

当会議では、今年の5月に「規制の集中改革プログラム」の1発目ということで、第1次答申をとりまとめましたけれども、これに引き続いて、年末に第2次答申ということで、今、副大臣がおっしゃったようなことでとりまとめることを予定しております。

今後、岸田大臣、中川副大臣、西村政務官にいろいろ御指導を賜りながら、精一杯調査審議を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御助力、御指導のほどお願いいたします。

(報道関係者退室)

草刈議長 中川副大臣が御退席です。今日は、どうもありがとうございました。

(中川副大臣退席)

草刈議長 それでは、本日の議題に入ります。

今日は、第2次答申に向けた最初の会議ですので、今後の検討課題、スケジュール、検討体制について、審議を行ってまいりたいと思っております。この後、2時から記者会見を予定しておりますので、委員の皆様には、議事進行に御協力をお願いします。

まず、お手元に配りました「規制改革会議の運営方針(改定案)」という資料をごらんいただきたいと思っております。この方針は、1次答申に向けて5月11日に改定をしたものですが、これを今回、これからの方針に沿った形に再度改定したということで、この紙の一番右上に書いてある「10月5日改定」というところにアンダーラインが引いてあります。それを意味するところでありまして、

変更部分には、下線を付してございます。変更点は、大きく以下の4点になります。

1点目として、1ページの中ほどに「地域経済の活力を生み出すとともに国民生活の安心・豊かさ・利便性の向上に資する」というところで、これは新しい視点として加えたところでありまして、

2点目は、第2次答申に向けた検討体制ということでございます。別表にありますように、17のタスクフォースを中心にする構成に改めているということです。今までワーキンググループとタスクフォースという2段構えでやってきましたが、グループが機能していないなということで、タスクフォースに一元化して、集中していただくという意味でお願いをしたわけなんです。

3点目は「3.重点課題」のところを修正してございます。この重点課題については、後ほど「第2次答申に向けた取組方針」として、別途、御議論をいただきます。

最後に4点目として、スケジュールの修正をしております。第2次答申に向けてのスケジュール

としては、10～11月に各タスクフォース等で検討をしていただいて、3ページに記載されておりますが、11月下旬ごろに第2次答申の素案を審議して、12月下旬に答申を決定したいということです。以上の4点を直したということで御理解をいただきたいと思います。

この点について、御質問・御意見がございましたら、どうぞ。

よろしければ、この改定案を会議として決定したいと思いますが、特に御異議はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

草刈議長 ありがとうございます。それでは、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続いて、第2次答申に向けた取組方針について、御審議をお願いしたいと思います。お手元に配りました「第2次答申に向けた取組方針(案) - がんばっている人が報われる社会に！(仮題) - 」という資料をごらんいただければと思います。

この資料は、各タスクフォースで御検討いただいている第2次答申に向けた主要な検討課題の例を現時点でとりまとめたものです。

今日は「 . 安心と豊かさの実現」からですが、翁委員が途中で御退席になりますので、6ページ目の「 . 国際競争力強化による成長加速」の「2 . 金融改革」の主査を翁委員がされておりますので、最初にこの話から入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

翁委員 恐れ入ります。「 . 国際競争力強化による成長加速」の中の「2 . 金融改革」のところでございます。

問題意識としましては、6ページに書きましたように、1つは我が国の金融市場の国際競争力を高めて、成長企業に資金が円滑に流れる金融の仕組みを構築するということに加えまして、やはり環境が大きく変化して、人口の高齢化、グローバル化という状況になってきてまして、国民も企業もかなりいろいろ金融に対するニーズというのが変化してきている。そういった中で、そのニーズの変化に合ったサービスを提供できる方向で、金融分野の規制を見直していきたいと考えております。

具体的には、ここに書いておりますように、既に6月の答申で書きましたファイヤーウォールの規制についても検討が始まっておりますけれども、そういった規制も含めた金融業の業務範囲規制の見直しということに取り組んでまいりたいと思います。

また、これは少し長いタームでの議論にはなりますけれども、この9月から金融商品取引法が導入されまして、いろいろな影響が出てきておりますが、これをしっかりとフォローして、改善の方向がありましたら、それについても検討していきたいと思っております。

また「あじさい」や「もみじ」で、各個別の要望がたくさん来ておりますので、これを一つひとつ丁寧に見ながら、規制改革につなげていきたいといった方針で、今後やってまいりたいと思っております。

草刈議長 どうもありがとうございました。

時間の関係もございますので、最後までやっていただいて、その後で御意見・御質問等をお願いしたいと思います。

それでは、最初に戻りまして「 ．安心と豊かさの実現」のところ、まず「教育・研修」「住宅・土地」を福井先生にお願いして、その後「生活・環境」を本田先生ということでお願いします。

「医療」と「福祉、保育、介護」は、松井委員と白石委員が御欠席なので、事務局から御報告をお願いします。

それでは、福井委員からお願いいたします。

福井委員 場所が飛んでもまとめてよろしいですか。

草刈議長 いいですよ。

福井委員 「個別分野の検討事項例」の3ページの下の方に「2．教育・研究」がございます。

教育・研究につきましては、今、初等中等教育、すなわち高校以前と大学の段階とを双方柱にし、教育について受益者である学習者本位の教育システムという共通の切り口から取り組んでいるところです。

具体的には、4ページの3行目以降にございますように、学習者本位の学校評価。例えば児童生徒、保護者が授業を評価したり、先生を評価したりということについては、既に閣議決定にも記述されているのに加え、文部科学省からも現場に通知が行っておりますが、實際上徹底されていないという残念な実情になっております。こういった事項の徹底が課題です。

更に、従来の政府としての懸案課題でもございました教育バウチャーについての今後の取組みとあったことが、特に高校以前では重要な課題かと思われれます。

また、大学・大学院改革につきましては、まだ着手したところですが、やはり教育面と研究面を分けて、教育面については、学生本位、研究面におきましては、研究の成果にきちんと報いるような競争的資金の配分ということが課題かと思われれます。

続きまして「3．住宅・土地」でございます。

住宅・土地は、大きく土地利用あるいは都市の問題と言い換えることもできますが、安全で安心な住環境を、国民生活を豊かにするために実現していくことが課題になると思われれます。

特に具体的政策としては、目下議論が密になってきておりますのが、競売の民間開放という項目でございます。法務省に2年前にこの会議の前身組織が検討を依頼して、本年度がとりまとめ期限になっております。これにつきまして、最近フォローアップを始めておりますが、法務省の議論がまだ必ずしも煮詰まっていないということもございまして、当会議として、この競売の民間開放について、法務省との二人三脚の下に重点的に取り組んでいく必要性が高いと考えています。

この意義は次のとおりです。現在日本では裁判所しか競売実務の管理ができないわけですが、アメリカなどでは、51州のうち37州で民間が競売実施できるという制度が導入されています。両方選べる州では、ほとんどの場合、裁判所でなくて民間が選ばれ、実施期間も半分程度、費用も格安ということで、定着した制度になっています。

こういう分野の言わば民業が活性化することによって、不動産の流動化、金融秩序の安定化にも寄与すると思われれます。

また、老朽化マンションの建替要件が非常にシビアでございますが、これも安全な住環境という観点から、マンション建替の促進のための要件の合理化等が課題になると思われれます。

7ページの「1.労働」でございます。

労働につきましては、当事者の意思を基本とした、開かれた労働市場ということが重要かと思われます。これまでの既得権を持っている、特に正規雇用の方だけの保護を手厚くするというだけでは、なかなか本当の労働者保護や、機会に恵まれない非正規労働者の保護が図られないという観点から、派遣労働の規制の見直し等、非正規雇用も含めて、平等な機会が多様な労働者に開かれるように取り組んでまいりたいということです。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

次に、本田先生よろしいですか。

本田委員 4ページ目の「4.生活・環境」でございますが、このTFでは、生活者や企業が中長期的な観点から、環境への負荷が少ない循環型社会の実現へ向けて、合理的・効率的に正しいという判断を下し、行動できるような体制に持っていくという観点で規制の見直しを行っていきたいと思っております。

基本的には、今、廃棄物処理とリサイクルが別々の法律に書かれているわけでございますが、これを一環としてとらえて合理化できないかということと、その中で勿論含まれる廃棄物処理をより合理化するような見直しを検討しております。

もう一方、地球温暖化対策の観点から、排出権の話が出てきているわけでございますけれども、これはキャップを付ける付けないということは関係なしに、排出権の購入、取引というのが実際必要となり、行われているものでございますから、これに対しては、実態に即した取扱いの明確化を図っていきたいと思っております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは「医療」と「福祉、保育、介護」を、事務局から続けてお願いします。

田島室参事 松井主査が御欠席でございますので、事務局が代理して、まず医療について御説明いたします。

問題意識は、3ページの一番上の部分に記載してありますとおり、効率化と質の向上の両立等の観点から取り組んでまいります。

具体的な分野でございますが、大きく3つのカテゴリーに分類して取り組んでおるところでございます。

1つ目は、医療職種の供給体制の再検討。幾つかございますが、この中で一番重要であろうと思われるものが、医師とコメディカルの役割分担の問題。昨今、医師不足問題が論じられておりますが、その解消に資する課題と位置づけて、具体的な問題点を抽出しつつ、検討作業を進めております。

この分野でもう一つございますのは、医師の派遣要件の緩和の問題です。これも先ほどのテーマと同様に、3か年計画のフォローアップでございますが、厚労省の検討状況を近々ヒアリングしつつ、規制改革会議としての取組みをどのように打ち出していくか検討中というところ です。

2つ目のカテゴリーは、医療サービスの効率化と質の向上という観点でとりまとめてあります。その中での1つ目は、包括払いの制度のさらなる展開。

2つ目は、アウトカム情報の公開の問題。

3つ目は、3年ほど前に混合診療というテーマを重点課題の1つとして取り組みまして、一定の前進と申しますか、成果を得ております。これのその後の進展状況、効果等を検証しつつ、更にもどのような改善が可能であるかという問題意識で取組方針を現在、検討中でございます。

3番目のカテゴリーは、その他、フォローアップ案件です。第1次答申におきまして、レセプトのオンライン化に関連して、社会保険診療報酬支払基金の業務効率化計画を本年末までに出すということがピン止めされております。この進捗状況をモニターしつつ、更に会議として提言していく部分がないかどうかというテーマです。

もう一つは、薬価制度の見直し。これも3か年計画で19年度中に検討、結論ということになっておりますので、既に新薬メーカーの業界団体、ジェネリック薬品の業界団体にそれぞれ有識者ヒアリングという形でお話を伺って、今後の検討のテーマを今、洗い直しておるところでございます。

医療については、以上です。

続きまして「福祉、保育、介護」です。

この分野につきましては、大きく保育と介護の2つのくくりで検討を進めております。

保育につきましては、従来から会議が提言してまいりました直接契約制度の導入。

それと関連いたしますが、直接補助制度の導入。

また、従来の認可保育所の認可基準や入所要件についても、この機会に再度検証をしております。

今回、新しいテーマとして、病児保育という観点で勉強をしております。規制改革会議の立場から、具体的にどのような提言が可能か、切り口を一生懸命探しておるという段階でございます。

「認定こども園」は、前々身の会議での提言を踏まえて導入された制度でございまして、昨年10月に施行されて、実質的には今年の春から、順次導入が進んでおる制度でございまして、このさらなる拡大に向けて、何か阻害要因はないかどうかという観点から検討作業を進めております。

もう一つの分野は、介護でございます。前身の会議では、余り介護という分類で大きな作業はありませんでしたので、問題の所在を探していくところから作業をしております。

報酬体系の在り方について、サービス情報の公開について、介護予防サービスの在り方について、事業者団体やNPO、大手の事業者の方々からいろいろお話を伺って、具体的な検討課題の抽出に努めている段階でございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

1つ、医師の派遣の緩和と言いましたね。医師もですが同じように看護師が不足しています。看護師も取り上げてはいかがでしょうか？

田島室参事 タスクフォースの問題意識としては、説明を端折ってしまいましたが、医療職種という前提で物事は考えております。

厚労省の審議会でも、それに関連した審議が進んでおりまして、規制改革会議の立場でどのよう

にそれを評価していくのかという観点から、検討を進めております。

草刈議長 ありがとうございます。では、続けてまいりましょう。

2番目の柱であります「 . 地方の活力・地域生活の向上」というところで、まず「農林水産業の再生」について、八田先生からお願いいたします。

地域振興は、川上主査がご欠席なので、事務局からお願いします。

よろしくをお願いします。

八田議長代理 それでは、農林水産業のお話をいたします。

これは、かねてからお話ししておりますように、土地の賃貸をもっと自由にすることが必要だろうということです。

第1に、農地を人に貸しても農地のための相続税の恩典を受けられるようにする必要があります。

第2に、地代不払いに対する、ある種の保険制度が必要です。安心して貸せる制度を、ここである程度の公的な関与の下につくっていきたい。住宅の賃貸市場で先例がありますので、そういうことを利用したい。

それが主なところですよ。

漁業については、大きな魚は小さい魚に比べてキログラム当たりの価格が非常に高いので、船ごとにとれだけの魚を1年間でとれるという割当があれば、網の目を大きくして大きな魚だけをとるはずですよ。しかし、日本では、全体でこれだけとったら、そこで一斉におしまいという仕組みになっているから、網の目を小さくしてどんな小さな魚でもとる。とにかくとらなければ、いつ打ち止めが来るかもしれないから、とるという仕組みになっています。これが稚魚を乱獲してしまう原因になって、日本の水産資源を減らしている。この問題を何とか解決したいと思います。

林業に関しては、さまざまな補助金が与えられて、材木の生産額よりももっと大きな補助金が与えられているわけです。補助金がそもそも治山治水をやるために必要な費用便益分析に基づいて、必要なことについてだけ行われるという仕組みに変えていくことによって、林業はもっと集中した経営が行われていくのではないかとということです。

雇用・労働は後でいいですか。

草刈議長 後ほどお願いいたします。

八田議長代理 わかりました。

以上です。

草刈議長 それでは、地域振興をお願いいたします。

岩村企画官 川上主査が御欠席でございますので、地域振興タスクフォースに関しまして、事務局より御説明をさせていただきます。

取組方針と申しましうか、問題意識のところ、地域発の創意工夫や新たな挑戦を促し、地方の活力を向上させるということが大きな目的でございます、具体のニーズに基づいて、それぞれ規制の見直しを実現するというのが大きな目標でございます。

現在検討しておりますのは、その下の「検討の方向性・具体的施策」に4点挙げております。

1つは、地域の特性を生かした酒類の製造・販売に係る自由度の向上。これは5月答申をまとめるときにも、既に検討に着手していたものでございますが、地域で果実酒といったものを製造する場合に、6キロリットルの最低製造酒量という制限がございますが、ここを少し緩和して、地域独自の取組みを称揚してほしいという要望がございますので、これは引き続きの課題として、今後も取り組んでいくということでございます。

2つ目は、町屋や古民家、更には武家屋敷といった施設を宿泊施設として活用して、町中だけの観光にとどまらず、その周辺部も含めて、ある程度地域に滞在して、その地域にお金が落ちていくような観光振興といった観点から、旅行業法なり建築基準法なり消防法なり、今ある規制の中でいかに活用できるか。更に、今ある規制が仮に過剰なものであるのであれば、そこの見直しを図っていくといった課題でございます。

3つ目が、補助金適化法の関係でございまして、学校の転用などが有名でございますけれども、それ以外にも、例えば地域の特産物の展示、販売施設というのを補助金を使って建てましたが、だんだん牛だけでは商売にならなくなってきたので、野菜であるとか、花卉であるとか、こういった展示、販売もできるような施設にしたいといったときに、これは補助の目的が違うということで、実際にはそういったものを付け加えようとすると、補助金を一部返還しなさいといった規制がございまして、そういう地域の取組みをある程度損ねないような形で、もう少し要件を緩和できないだろうか。

こういった例を含めて、現在市町村なり教育委員会なりにアンケートをやっておりますので、その結果を踏まえまして、関係省庁と協議をしていきたいと考えております。

4つ目が、指定管理者制度です。これは、前身会議からの取組み事項でございまして、フォローアップを含めて取り組んでいくという状況でございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

3番目のテーマ「 . 国際競争力強化による成長加速」にまいりたいと思います。

まず最初に、貿易関係です。6ページの最初のテーマ「1 . 貿易・運輸改革」について、有富主査からお願いいたします。

有富委員 まず初めにご説明しておきますが、これまで国際経済連携タスクフォースがカバーしていたモノ、ヒトの分野をそれぞれ独立させて、モノの方は貿易タスクフォース、ヒトの方は海外人材タスクフォースという名称にさせて頂く、という形になっております。

そこで、「貿易・運輸改革」の中が2つに分かれていまして、貿易が私で、運輸改革の方は中条委員ということでやらせていただきます。

私の方の貿易タスクフォースのテーマにつきましては、総論的に言うと、セキュリティを確保しながら輸出入のスピードアップを図ることによって生産性を上げることが目的でして、その主な中身としては、今3つ追いかけています。

1つ目は、保税搬入原則の廃止を方向付ける。これによって、輸出のスピードが上がるだろうと思います。



2つ目は、EPAにおける特惠原産地証明制度で、自己証明ができるようにする。

3つ目は、港湾の改革の検討。

この3つについて、関係省庁と話し合いをしているという状況でございます。

以上です。

草刈議長 続いて、中条先生の運輸についてお願いいたします。

中条委員 「航空・海運等運輸部門」です。ここはかなり盛りだくさんで、私がこういう会議に復帰して、まだよくりハビリできてないうちに、ともかくいっぱい全部課題を出してしまったという感じなんですけれども、航空だけで大きな項目が全部で7、8項目あります。ともかく課題は全部出しましたし、ある程度は先方も受けてくれているところもありますので、きちんと第1次答申の実行を求めていくことが仕事になります。すなわち、ゲートウェイ会議の報告書をもう少し高いところにピン止めをしていくということと、規制改革会議として独自の項目にも対処していく。運賃の自由化、参入の自由化、安全上、労働上の規制の合理化、羽田の国際化に関わるペリメーター規制の撤廃だとか、混雑空港における発着枠の配分方法、これと関連する時間帯別の料金制度、空港の民営化といった課題に続けて取り組んでいくということになるかと思います。

続けて、7ページ「4．ネットワーク産業（情報・通信、エネルギー）」です。

このところは、放送と通信の融合という形で、現在、総務省が新しい法律を策定しているところです。その中で、合理的なものについては支援をしていき、ここはおかしいぞというところはきちんと意見を言っていって、放送と通信の融合に向けた合理的な法制度ができるように力を尽くしていきたいと思います。

次に、郵便に関するユニバーサルサービスを理由としたさまざまな規制の合理化を図っていく。実はユニバーサルサービスについては総務省とやりとりをしているんですが、どうも総務省の方でも、これがユニバーサルサービスという基準がないというのが実情です。ですから、その基準づくりのところから議論していかなければいけないと思っています。

エネルギーについては、特に電力・ガスに関して、託送の合理化といったことも含めた新規参入の促進、時間帯別の需要に応じた料金制度の導入などについて検討を続けます。それから、これは環境タスクフォースとも関わりがある話ですけれども、排出権の制度についても議論をしていきたいと考えております。

なお、航空とは別に、同じ運輸分野でも、生活回りの運輸の話も本当はやっていかなければいけないので、これについては勉強中です。実は今日、地方の首長さん、市長さんたちと話す機会があったのですが、地方を活性化するためなら、いろいろ邪魔なものは外していただきたいという意見の方が多いです。

ですから、規制改革の負の部分ということは、地域の活性化という点では、余り意識しないではないのではないかと思います。皆さんが考えておられるほどの心配は実はないのではないかと。どうも理由付けに使われているような気がしております。それよりも、地域の人々たちが安心して生活をしていく上に必要な運輸サービスを、いかに効率的に供給するかということを考えて方がいいと思っています。

その点については、これから地方バスだとか離島航路について勉強しながら考えていきたいと思っております。

続いて、「５．競争政策、基準認証、法務、資格」タスクフォースについてですが、まず基準認証に関しては、さまざまな業務独占資格を持っている制度について、前身会議から引き継いでのタスクがございます。この中で懲罰制度、受験資格の問題、一人法人の設立等の課題について、引き続き進めていきたいと考えています。

法務に関しては、御承知のとおり、ロースクールができて以降、卒業生が２回目の新司法試験を受けたという状況にあるわけですけれども、そういった結果を見ながら、新司法試験制度、ロースクールの在り方を考えていかなければいけない時期です。データをきちんと収集して、今後の方向性を定めていくという議論をしなければいけないところです。そういったところに集中をしたいと考えています。

競争政策についてですが、これはここに「競争が有効に機能するような競争政策の在り方」とあるんですが、具体的には、現在の公正取引委員会の審判制度そのものが合理的であるかといったこと、独禁法の運用が本当に競争を促進する方向でなされているかどうかといったことも含めまして、これから議論をしていこうと思っています。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

「 ．機会均等の実現」について、八田先生、２番目の「雇用・就労」をお願いいたします。

八田議長代理 「２．雇用・就労」です。

これについては、第１次答申では、国家公務員試験の採用年齢等の見直しを検討していただくことになりました。今回は、これをフォローアップしていくというのが１つです。

理容師、美容師については、学歴要件の見直しを検討していただいたので、これをフォローアップします。

今回は、さらに保育士の学歴要件を取り上げたいと思います。保育士についても、短大を出ていれば、実務経験が何もなくても資格試験をすぐ受けられるということなんです。中卒の場合には５年間の実務経験がないと試験を受けられない。しかも、そもそも資格のない人が実務経験を積むことはできないという、本当に面倒くさい問題があります。

実際問題として、短大で２年間保育のことを勉強しても、余り役に立ちそうにないことを勉強させられる。例えば社会福祉概論というのがあって、介護保険について勉強したり、年金について勉強するという、その一方で、資格をもらっても実務経験がないから勤めるとほとんど役に立たない。１年か一年半ぐらいは、必ずインターン相当の仕事しかできないということがありますから、私も、今の暫定的な案では、保育士になるために必要な衛生と栄養、食品の扱い方ということに関する徹底的な教育を半年以内やって、そうしたらもうすぐ現場に出てもらって、一年半ぐらいのインターンをして、資格が取れるという仕組みにしたい。どんな学歴があるということとは関係なく、そういうことができるようにしたいというのが今の考えです。

理容師と美容師のことについても、基本的にお客さんにわからないことは、衛生についてです。

したがって、衛生だとか保健に関することは半年ぐらい教えて、そしてその後は、「整髪師」という資格を持ってもらって、実務をやってもらう。ただし、もしヘアダイだとかパーマをやりたければ、整髪師として理容院か美容院で何年か働いた後に別の学校に行って美容師になる。ひげを剃りたければ、整髪師として何年か働いた後に理容師の学校に行って、資格を取るということにしてはどうかというのが、今のところの私どもの考えです。

あと、生活保護についても、一連の改革が必要だと思っています。例えば医療について、生活保護に入っていれば全部ただだから、どんどん病院に行くということがあります。その一方で、生活保護をやめたら医療について急にお金がかかるから、なかなかやめにくいということがあります。そういうことを改善することも含めて検討しております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、有富委員から「3. 海外人材」についてお願いいたします。

有富委員 海外人材タスクフォースにつきましては、在留外国人の権利と義務の確立によって、多文化共生を実現するという目的で、中身が主に3つあります。

1つ目は、在留外国人の居住関係、所在確認をきちんとすることによる権利義務の確立を目指しています。

先日の運営委員会では、総務省と法務省が主要な関係役所なんですけれども、どうも総務省側が外国人の在留管理をきちんとやることは法務省の仕事だということで、法務省に押し付けてしまっていて、総務省がちょっと逃げ腰になっているので、それはけしからぬから、そこで、ある報告書のようなものをこの会議でつくって出すことを検討しており、完成したら皆さんにご相談したい、と申し上げましたが、その後、専門委員が我々タスクフォースに対して提案する形式にして、参考意見という形にしたいと、取扱いを変更したいと思いますので、御了承いただきたいと思います。これはまた、後で議長からお諮りいただきたいと思います。

それが在留外国人のトレースの問題です。

2番目は、研修・技能実習制度の見直しです。経団連から在留期間を合計8年間に延ばすという意見があったと、一昨日の日経新聞に載っていたけれども、あれも参考にしながら、しっかりと我々の結論を出していかなければいけないだろうと思います。

草刈議長 それは研修制度ですか。

有富委員 そうです。新聞に出ていましたね。

草刈議長 出ていましたね。

有富委員 あれはどのようなスタンスで出したのかよくわからないので、また調べておかなければいけないと思います。

3つ目は、高度人材の出入国の利便性向上という、前から引き続き扱っているテーマです。

以上でございます。

草刈議長 安念委員、5番目の官業改革も含めて、御説明をお願いできますか。

安念委員 官業改革は、引き続き、これまでの答申で取り上げました独立行政法人やその他の官

業についてのうち、重要なものについてフォローアップをしつつありますが、しつつあるとの過程で、フォローアップだから大した労力がかからないかと思っていたら、とんでもない話になっておりまして、根本から見直さなければいけないような事例が幾つも出ているものですから、結局最初からやるのと同じだという状況でございます。

特に緑資源機構につきましては、御案内のように、組織そのものは間もなくなくなる予定でございますが、事業の方は、やめてしまうものもあるんですけども、地方公共団体とか道県に交付金付きで移譲するというんです。その移譲した後がどうなるものだからよくわからないという実情がございまして、物によっては、今までよりもかえって扱いにくくなる、トレースが非常にしにくくなってしまふということがございまして、今、これについては第2回目のヒアリングを予定しております。

その他、これまでのフォローアップで前々年ぐらいにかなり前進したかなと思っていたら、所管官庁の方が余り自覚がなくて、よほどねじを巻かなければいけないと思うものが出てまいりました、フォローアップと言いながら仕事が増えてしまったような感じでございます。

あと、新規案件については、今、鋭意研究中でございまして、近々ヒアリングをいたします。ただし、何度も申し上げておりますように、行政改革推進本部の有識者会議でつくっている大枠との関係があるものですから、その有識者会議と私どもの会議との役割分担が依然としてはっきりしておりません、はっきりさせてくれと言っているんですが、なかなかそれがよくわからない。よくわからないままに有識者会議が当会議に比べますとかなり心優しい議論を続けておりまして、あちらの方で方向性が固まってしまうのは非常に困るものですから、私も非常に苦慮しているんですが、とにかく当会議は当会議としてやるしかなかろうとは思っております。これが官業でございます。

基本ルールの方は、日本にございます 1,800 本の法律を読みまして、これは夏の間、事務局の若い諸君に非常な御苦勞をいただきました。この点は、私、心から御礼を申し上げるところです。

そのうち、規制を含むものを選び、更に規制を含む法律の中から、周期的な見直しになじむものを選ぶという作業を一応終えたところでございまして、これから所管省庁にその法律を投げまして、周期的な見直しをやってくれと依頼致します。周期的な見直しというのは、強めてくれというのではなくて、勿論規制を弱めてくれという見直しです。そういう見直しは可能であるかどうかについて、照会をしつつあるところでございます。

法律だけではなくて、通知・通達のたぐいについても、周期的な見直しの制度をつくらうとしております。通知・通達は何本あるのかわからない。本数さえわからないのでございまして、恐らく 5,000~6,000 本はあると思われませんが、そのうち、初年度につきましては、全部なんかともできませんので、多分数十本について見直しを求めるといふことになるかと思いますが、そちらの方も実務的な作業が進んでおります。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、以上で大体概略の御説明をいただきました。この第2次答申に向けた取組方針という

のを会議として決定をしますが、その前に若干時間がございまして、御質問あるいは御意見等ありましたら、どうぞお願いいたします。

有富委員のものは、最後に報告してもらいます。

御異議がなければ、会議として決定したいと思います、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

草刈議長 ありがとうございます。

個別事項については、今日の議論も踏まえこの取組方針に沿って、各タスクフォースで更に審議を深めていただきたいと思います。担当の主査の方は御苦労様ですが、よろしくお願いいたします。

今の有富主査からの御提案は、外国人労働者の就労形態について、いわゆる就労の把握というのが非常に難しい。そこが非常に問題であって、きちんと把握すべきなのに、省庁がまたがっていて、総務省がどうも後ろ向きになってしまっている。それを解決するために、こちらとしての調査票あるいは意見書のようなものを出そうということですね。井口先生の論文を参考意見として出そうというお話だったと思うのですが、そんなに大げさなものではなく住基ネットをもっと活用して、きちんとやればできるではないか。何で開放しないのかという話で、それをベースにもっと前向きに書いてくださいよという話だったと思っております。

ですから、大論文ではなくてもいいような気がしますが、その辺のところはどういうことなんでしょうか。

有富委員 新しく外国人の台帳制度を整備するというのは、既に前身会議の第三次答申の記載事項として固まっていることなのに、特に総務省ですけれども、消極的どころか閣議決定事項を否定するようなスタンスに見えるんですね。当然我々の考えは決まっています、端的にぼっぼつと紙2枚ぐらいで書けるようなものです。しかし、専門委員の井口先生に言わせると、やはり欧米の例などを挙げたり、かなり細部にわたって細かいことも全部きちっと書いたりしなければ、徹底的にそこまで書かなければ、総務省は問題の全体像を理解しない、とおっしゃるわけですね。要は要点だけを明確にしておけばいいわけで、欧米の部分などは、正直ちょっと言いにくいんだけども要らないのではないですかとか、私も思わないわけではないですが、あるいは細かいことはさて置いてとか言う、そうもいえないところがあります。では、専門家が総合的に研究し、論説するものになれば、なぜこの問題が重要か、それが実はどれくらい国民に関わっている切実な問題なのか、全体像が明確になるわけで、それを関係省庁に提示して議論するという形にするのも一案ではないかという意味です。

草刈議長 わかりました。会議として物を言うときに、細かいことを言ってもしょうがないので、井口先生が書いてくれたものをサマライズした格好で意見表明するとか、その方がいいのかなという気がしますね。

有富委員 それについては、来週この件でヒアリングを予定しているんですけれども、その論文のサマリーは既に八田先生にも見ていただいているんですけれども、八田先生からも幾つか御指摘があったようですけれども、基本的にはよろしいではないかという御意見でございます。

草刈議長 何か御質問があるようなので、お答えください。

福井委員 個人名義で発表するわけですか。

有富委員 そうです。専門委員が、我々タスクフォースに対して参考意見のような形で出す。

福井委員 そういうものを聞きましたといって、対外的に法務省なり総務省に提出するわけですか。

有富委員 そういうことですね。

福井委員 そうすると、会議なりタスクフォースの見解は何なんですか。

要するに、会議としては意思表示しないということですか。

有富委員 そういうことではありません。会議としての意見は既に去年の第三次答申に書き込んである。それがどうも、関係省庁の議論がまっすぐ正しい方向を向いていないので、今こうしてフォローアップしているわけで、こうするべきだとします。

福井委員 会議名義でこうすべきだと言わないと、個人の一専門的知見を持つ有識者の意見というのは、論文で書いてください、というのが普通の話でしょうから、会議でそれにコミットするのであれば、分量が多いか少ないかは余り本質的な問題ではなくて、会議として何を言うかが重要ではないですか。

有富委員 ですから、何を言うかというのは、まさしく主張のエキスの部分を我々是一緒になってつくっているわけですから、そこをヒアリングをしながら確認していくという作業は当然です。

八田議長代理 私の理解はこういうことなんです。

我々の住民登録は、市役所に行って、いろいろ住居を変える。あれは全部記録が本籍地に行っていて、本籍地で本籍の付票として、この人はいつどここの地点を出て、どここの地点に戻ったというのが書いてありますね。日本国住民についてそうなっている。

そうすると、住基ネットに外国人も登録して、日本人が本籍を書く欄に、外国人と書く。そうすれば、外国人が住所を変えたら、記録が全部入国管理のところに行くようにしておけばいいではないか。大体それが御主張なんですね。

そうすると、入国管理のところは住基ネットを通じて、いつもだれがどこに移ったという情報が入っている。

福井委員 内容はもう既に何度かお聞きして、だれも異論はないと思います。その内容、手続なりでどう位置づけるかということではないですか。

中条委員 単なる個人の意見書だと、それは例えば国交省の航空局長さんがオープンスカイ反対という意見書をお出しになるのと全く同じなので、会議としてあるいは TF としてこうだというスタンスがどこかにないとおかしくないですか。単に「1人の方から意見をいただきました。そういう意見もありますね」という形で終わってしまいませんか。

福井委員 会議の名義で文書化して、記者発表するなり、相手省庁に届けるなりしないと、多分本気で受け止めませんね。

有富委員 それは当然そうです。公開討論の開催を検討しているんですけども、その前提で検討しています。今回は専門委員の先生が書いたものを付けるということですよ。

福井委員 個人の見解は別として、そしゃくして会議が何を意思表示するかということだけ会

議で決めればよいことではないですか。個人の見解はどうぞ御自由に、ということではないでしょうか。

八田議長代理 ですから、書いていただいたことのまとめなり、有富委員のところのタスクフォースの御意見をA4で1枚か2枚で書いていただくということでしょう。

有富委員 ですから、専門委員のご意見が全てなんてことでは決してなくて、もともと第三次答申で決まっていることをきちんとこうしてほしいと言うわけです。そこに、これまで我々が調査してきた内容もかぶせてフォローアップをやっているので、会議としての主張ははっきり持っているわけです。

草刈議長 皆さんがおっしゃられることは、会議としてのサマリーを、論文を参考にしながら、会議としてはこういうふうな方針ですから、きちんとやってくださいよということを総務省に言うわけです。そのところをきちっとやっておかなければならないということです。

有富委員 それはきちっとやります。

草刈議長 それを参考にしてというのはわかりますけれども、この論文が我々のすべてですというのは、ちょっと変ですね。そういう理解でよろしく願います。

八田議長代理 そのときの極端な理由付けは要ると思うんですけれども、この間伺ったお話では、こういう仕組みを組むことによって得られる利益は、随分行政コストが削減できるというところが主だったと思うんです。だけれども、それが当事者にとってもいいという理由も見つかればいいと思います。いずれにしても、理由が明確に書いてあればいいのではないのでしょうか。

草刈議長 では、そういうことでよろしく願います。

最後、事務局から御連絡があれば願います。

関参事官 それでは、事務局から作業状況につきまして、一言だけ御紹介させていただきます。

各タスクフォースは今、いろいろと精力的に御活動いただいているところでございますが、事務局でも10月の作業が答申の内容を実り豊にするかどうかにとっては、非常に重要な意味を持つと考えておりますので、この期間を有効に使うという観点で、今、各担当と今後の作業テーマ等について、ブレインストーミングを行っているところでございます。

一言、御紹介申し上げます。

草刈議長 ありがとうございます。今日のところは以上ですが、問題はこれからの活動ということですね。いろんな事情があったにせよ、あと10月、11月の2か月弱しか時間がありませんので、事務局の今後の検討の道筋とすり合わせながら、各タスクフォースの年末答申に向けた道筋というか、工程表をできるだけ早くつくっていただいて、各タスクフォース大体こんなふうになりますよということを委員の間で共有をしていくということが必要だと思います。タスクフォースの工程表、ロードマップを12月まで、幹事の方、企画官の方にも協力していただきながら早くつくって、同じような方向に向けて共有していくという作業が大事だと思いますので、よろしく願います。

ほかに何かございましたら、どうぞ。

それでは、今日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。会議はこれで終了し

ます。今回は私と八田議長代理が記者会見をやるということで、次回からまたホットな話題を持っておられる方に御参加いただくということにしたいと思います。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。